

# OECD造船部会の概要

OECD第6作業部会(造船部会)は、**造船に関する唯一の政府レベルの多国間フォーラム**であり、「造船政策に関する一般指導原則」や「公的輸出信用ガイドライン船舶セクター了解」の策定、改正等、造船市場の健全化のための政策協調を行っている。

## OECD造船部会

### ●沿革

- ・1963年4月 工業委員会第5作業部会(造船)設立
- ・1966年4月 理事会直属の第6作業部会に改編
- ・1994年、造船業に対する不当な公的助成の廃止、及び加害的廉売の防止のための「造船協定」を採択(米国が未批准のため、未発効)
- ・2002～5年 新たな造船協定交渉策定が模索されるも中断
- ・2006年 部会参加国が必要経費を分担する運営方式(Ⅱ部予算)に変更

### ●目下の検討課題

- ・中国の正式参加
- ・不当な公的助成の廃止に向けた主要国間の政策モニタリングと見直し

### ●会合開催頻度

年2回開催  
(本年度は7月、11月に開催)



## OECD公的輸出信用アレンジメント・船舶セクター了解会合

### ●OECD公的輸出信用アレンジメント船舶セクター了解(SSU)

➢「OECD公的輸出信用アレンジメント」とは、公的輸出信用の金利や融資条件等の基準を定める紳士協定。SSUは同アレンジメントに基づく特別セクター了解の一つである「船舶輸出信用」について定めたもの。

➢SSUに従うことで、WTOの補助金協定に従っているものとみなされる。

●SSUの改訂審議は、造船部会の下での専門家会合で審議される。現在新たに船舶に関する最低プレミアム基準や船用機器への適用範囲の拡大等について検討中。

●会合開催頻度は年2回(本年度は4月及び9月)。

## OECD造船部会 参加国

1. オーストラリア
2. カナダ
3. デンマーク
4. フィンランド
5. ドイツ
6. ギリシャ
7. イタリア
8. 日本
9. 韓国
10. オランダ
11. ノルウェー
12. ポーランド
13. ポルトガル
14. スロバキア
15. スペイン
16. スウェーデン
17. トルコ
18. フランス
19. ルーマニア
20. クロアチア